昭和45年５月５日発行　東京都千代田区役所（九段南１―６―11）
電　話（264）０１５１（大代表）　　郵便番号１０２

区のおしらせ

No. 319

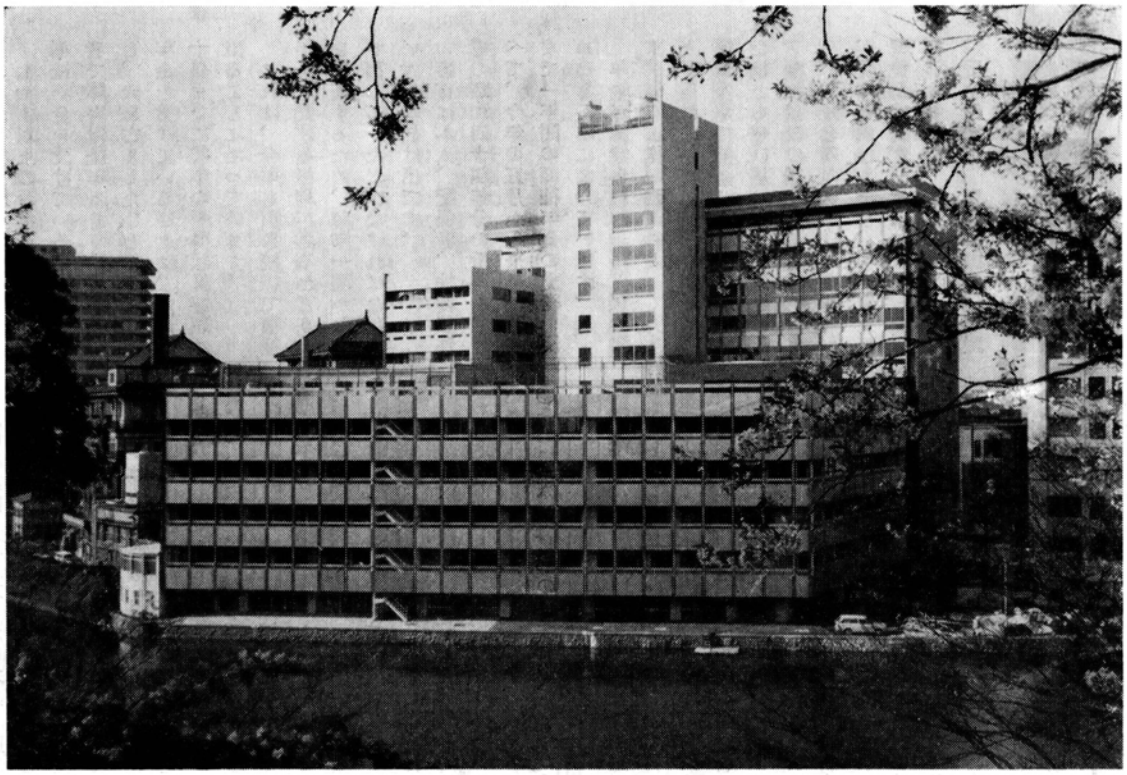

新装なった区庁舎と便利になった窓口

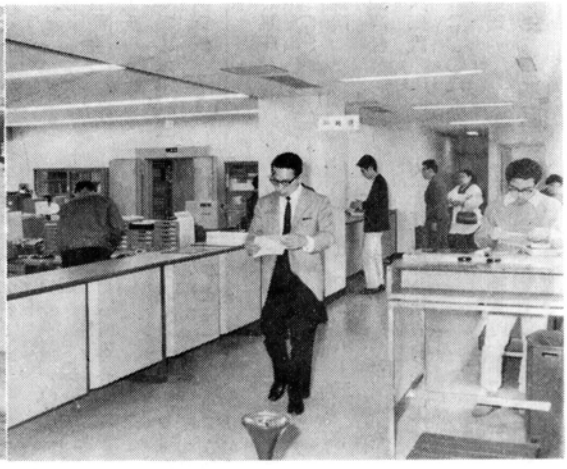

27日から新窓口で業務を開始

利用者の多い戸籍課、税務課は、1、2階に

長い間区庁舎の増改築工事のため区民のみなさんにご不便をおかけしましたが、このほど全庁舎の工事が完了しました。

四月二十五、二十六日の両日にわたって、窓口の移転作業もおわり、二十七日から、平常どおり業務を開始しました。

移転した窓口は、利用者の多い課を一、二階に配置して、区民のみなさんが利用しやすいようにされています。移転した窓口はつぎのとおりです。

一階に収入役室、区民部戸籍課二階に、総務部税務課、厚生部福祉事務所、三階に教育委員会事務局、四階に、企画室、建設部営繕課がそれぞれ入りました。そのほかの窓口は従来どおりです。

忘れずに届け出を
福祉年金の所得状況届

今年も、福祉年金の所得状況届の時期になりました。

七十才以上のお年寄りで、老令福祉年金を受けているひと、障害者で障害福祉年金をうけているひと、夫を亡くしたひとで母子福祉年金を受けているひとは、六月三十日までに前年の所得状況を届け出ることになっています。

これは、今年も引き続いて福祉年金を受ける権利があるかどうかを審査するため、毎年一回かならず出していただかなければならない大切な届け出です。

審査は本人、配偶者、扶養義務者の昭和四十四年分の所得をしらべて、今年の五月から来年の四月まで一年間の福祉年金の支給を決めるしくみになっています。

年金が受けられる所得の基準は、毎年法律の改正によって引き上げられていますので、今まで所得が多くて年金が受けられなかったひともぜひ届け出てください。

なお、この届け出が遅れますと、九月七日の支払日に福祉年金が受けられなくなり、また老人医療費助成制度の対象にもならなくなりますので、ご注意ください。

○**受付け場所**　厚生部国民年金課（内線327）

○**必要なもの**　国民年金証書（緑色）、ハンコ

○**届け出期間**　五月六日から六月三十日まで

"建築資金融資ご案内"
パンフレットが出来ました

区では、区民から建築資金の融資について、相談を受ける機会が多くありますので、"建築資金融資ごあんない"のパンフレットをつくりました。

内容はつぎのとおりです。

○住宅金融公庫の融資
中高層耐火建築物、市街地高層住宅、個人共同住宅の融資など

○首都圏不燃建築公社の融資
団地などの融資

○そのほか、東京都の諸融資や、雇用促進事業団、年金福祉事業団、年金福祉事業の融資

このパンフレットは、建設部管理課の窓口のほか、各出張所にもそなえてありますので、必要なひとはご利用ください。

なお、くわしいことは、建設部管理課計画係（内線358）にお問い合わせください。

赤十字事業にご協力を
五月は赤十字社員増強運動中

赤十字はみなさまのご協力で、人類の平和のために、また救護活動にも幅ひろく活躍しています。

このような活動は、すべて赤十字社員が出し合ったお金でまかなわれています。その地区の赤十字奉仕団の人に社費（百円以上）をそえて申込めば社員になれます。

この赤十字社員を増やすため、ことしも、五月一日から三十一日まで赤十字社員増強運動が行なわれています。みなさまのご協力をお願いいたします。

なお、このことについてのお問い合わせは、総務部総務課総務係（内線223・224・225）か、お近くの出張所へお願いします。

町会だより

■連合町会長の変更

○神田公園地区連合町会
新会長　森　勢七氏
神田錦町三の六　(291)六〇三三
旧会長　米山富次郎氏

○神田駅東連合町会
新会長　隠岐孝治郎氏
神田鍛冶町二の二(256)四一八五
旧会長　伊藤重義氏

○千代田区東部町会連合会
新会長、竹内銀次郎氏
岩本町二十四－一(866)〇八八四
旧会長　岩井桂造氏

○秋葉原東部連合町会
新会長　久保田喜三郎氏
神田和泉町一－十一(866)五五七七
旧会長　丸山隆司氏

■町会長の変更

○外神田二丁目宮本会
新会長　綾部　正氏
外神田二－十七－三(251)七〇八六
旧会長　綾部良一氏

○皇居内
新会長　加藤寿一氏
宮内庁官房秘書課(231)一一一一
旧会長　児島芳則氏

○神田元岩井町町会
新会長　磯部　巌氏
岩本町二－十八－六(866)七〇六八
旧会長　渡辺祐一郎氏

○麹町四丁目町会
新会長　桜井　潔氏
麹町四－五　(265)四八四一
旧会長　石坂清重氏

ご寄付をいただき ありがとうございました

金十万円也＝社会福祉事業資金として
神田須田町一－三
関根　東枝殿

金十万円也＝社会福祉事業資金として
神田神保町一－四十三
関　通夫殿

商工融資を受付けています

営業資金＝八十万円以内（期限十八か月）
設備資金＝百五十万円以内（期限二十四か月）

利率は、いずれも年利六分五厘、申込みは区民部商工課商工係へ（内線282）

生業資金の貸付をご利用ください

本年度から貸付限度額を引き上げ

区では、昭和四十五年度第一回目の生業資金の貸付を行ないます本年度から貸付限度額を引き上げましたので、ご利用ください。

▽**貸付資格**

○区内に一年以上居住していて生活に困っているひと

○この貸付による事業で、生計を立てることができるひと

○事業計画が具体的で、すぐ事業が開始できるひと

○住民税を完納しているひと

○確実な保証人が一名いるひと

▽**貸付限度額**　一世帯二十万円まで。ただし、区長が特に認めた場合は三十万円までお貸しします

▽**貸付期間**　貸付けてから五年間

▽**利　子**　日歩一銭

▽**申込み期間**　五月六日から五月三十日まで

▽**申込みおよび問い合わせ**　厚生部厚生課厚生係（内線315・316）へ

千代田区公会堂を――ご利用ください
設備など完備しています

千代田区公会堂は、九百の座席があって、最新の設備でみなさんのご利用をお待ちしています。

▽**場所**　千代田区九段南一－六－十七　(261)一七七二

▽**交通**　バス、地下鉄「東西線」いずれも九段下下車

▽**利用できるもよおし**　各種大会、説明会、文化祭、映画会、講演会など

▽**申込み**　六か月前から受付けていて、申込みの際、使用料の半額を納めていただきます。

▽**使用料**　次表のとおり。なお、使用料の他に設備品（マイク、演だん等）の使用料が若干必要となります。お問い合わせは公会堂係電話（内線266・269）へ

曜日	時間	全日	午前	午後	夜間
祝日・土曜	9.00－21.00	三五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
平日	9.00－正午	三〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円		
	13.00－16.30			一三、〇〇〇円	
	17.00－21.00				九、〇〇〇円

国保・年金の保険料徴収職員が変わりました

四月一日から、国民健康保険料徴収職員と国民年金保険料徴収職員がつぎのように変わりました。これまで同様によろしくお願いいたします。

▽**国民健康保険料徴収職員**
佐藤甲子三（前任者　林　和生）
西神田(全)、三崎町(全)、猿楽町(全)、駿河台(全)、三番町、四番町、五番町、六番町、日比谷公園、丸の内(全)、有楽町(全)、大手町(全)、内幸町(全)、一ッ橋(全)
国分久雄（前任者　峰岸邦夫）
麹町(全)、一番町、二番町、神保町三丁目
林　和生（前任者　溝口平吉）
錦町(全)、淡路町(全)、外神田一丁目、三崎町一丁目、二丁目（奇）、錦町一、二丁目、鍛冶町三丁目、美土代町、司町二丁目、多町(全)、内神田(全)
峰岸邦夫（前任者　広嶋昌則）
小川町(全)、美土代町、司町二丁目、多町(全)、内神田(全)

○**国民年金保険料徴収職員**
中州　博（前任者　柳沢範光）
霞が関(全)、永田町(全)、四番町、五番町、麹町一丁目、九段北四丁目、富士見一丁目、神保町二丁目（奇）
猿楽町一丁目、三崎町一丁目、二丁目（奇）、錦町一、三丁目、鍛冶町三丁目、美土代町、外神田一丁目、淡路町二丁目、東神田三丁目、岩本町、松永町、北乗物町
嶋　俊逸（新任）
紀尾井町、二番町、麹町五、六丁目、九段北一丁目、飯田橋三丁目、神保町二丁目（偶）一ッ橋一、二丁目、内神田一丁目、多町二丁目、外神田三、四丁目
須田町二丁目、岩本町、岩本町三丁目、東松下町、富山町

■青年学級を開設

▽**期間**　五月二十五日から昭和四十六年三月十二日まで、毎週月・水・金曜日の午後七時から九時まで　▽**場所**　区立一橋中学校　▽**資格**　区内在住、在勤者で満十五才から二十五才までの勤労青年男女　▽**定員**　五十名　▽**学習内容**　ペン習字、話し方、音楽、体育、フォークダンス、文学、ハイキングなど　▽**費用**　無料（ただし、教材費は各自負担）▽**申込み**　往復ハガキで、五月二十日までに氏名、年令、住所、電話、勤務先（電話）、最終学歴を記入して、千代田区教育委員会社会教育課文化係に申込んでください。▽**問い合わせ**　教育委員会社会教育課文化係（内線421・422）へ

■余暇の利用に成人学校

▽**期間**　五月十五日から七月三日まで、毎週火・金曜日午後六時から八時まで　▽**資格**　区内在住、在勤者（学生を除く）▽**定員**　各科目四十名　▽**費用**　無料（教材費は各自負担）▽**場所と内容**　神田小学校＝和裁、ペン習字、速記　リボンフラワー、西神田小学校＝洋裁、絵画、民謡、話し方　千代田区教育センター＝文学鑑賞　▽**申込み**　往復ハガキに、科目（第一、第二希望）、住所、氏名、年令、電話、勤務先（所在地、電話）を記入して、社会教育課文化係に申し込んでください　▽**問い合わせ**　教育委員会社会教育課文化係（内線422）へ

■ビル管理者環境衛生講習会

日　時　五月十八日午後一時から四時三十分まで
場　所　千代田区公会堂
九段南一－六－十七
（地下鉄九段下下車三分）
内　容
「ビル内における蚊とゴキブリの生態とその駆除法」
費　用　無料
問い合せ先　区民部区民課保健衛生係（内線277）

教育相談のご利用を

お子さんの教育上の問題や悩みなど

教育センターでは、お子さんの教育について、毎週火・木曜日の午後二時から四時まで相談を行なっています。

お子さんの学業や、知能などで心配のあるひと、性格や行動面でお困りのひと、その他教育上の問題で、お悩みのひとはいませんか。

教育センターでは、これらの問題について、専門の先生が、お子さんや父兄のかたといっしょになって、相談にあたっています。

どうぞ、お気軽においでください。相談の受付けは、毎週火・木・金曜日の午後一時から四時までおこなっています。まえもって、電話などでお申込みになれば、面接日をご連絡いたします。

▽**申込み**　千代田区教育センター教育相談室（千代田区内神田二―一―七　電話(252)〇〇三二　(256)〇六九一）へお申し込みください。

五月の野外こども会

人形劇など公演

▽十一日　三崎町児童遊園　▽十二日　住友信託銀行神田支店地下室　▽十三日　築土神社　▽十四日　柳森神社児童遊園　▽十五日　錦町料亭会館　▽十八日　芳林児童遊園　▽十九日　富士見児童遊園　▽二十日　心法寺児童遊園　▽二十一日　北の丸公園皇宮警察寮庭▽二十二日　錦華公園　▽二十六日　神田公園　▽二十七日　西堀留北児童遊園　▽二十八日　淡路公園　▽二十九日　平河町児童遊園

時間は午後二時から。雨天や、強風のときは、中止します。

なお、五月十一日から十九日までは、人形劇などをいたします。

大掃除は九月に――

――おこないます

ことしの大掃除は、九月に実施する予定です。

○麹町清掃事務所管内は九月十日から二十二日までの間、神田清掃事務所管内は九月十日から二十五日までの間に行なう予定です。

なお、くわしい日割日程については八月中に清掃事務所から各世帯に、通知いたします。

五月の千代田荘申込状況

（五月二日現在）

月日	曜日	申込人数	月日	曜日	申込数
5/10	日	満員	5/25	月	71
11	月	12	26	火	43
12	火	28	27	水	休館
13	水	休館	28	木	休館
14	木	9	29	金	休館
15	金	50	30	土	満員
16	土	満員	31	日	51
17	日	〃	6/1	月	
18	月	65	2	火	
19	火	満員	3	水	
20	水	32	4	木	
21	木	32	5	金	
22	金	76	6	土	
23	土	満員	7	日	
24	日	満員	8	月	

※おしらせ　七月分の抽せんは、**六月一日（月）**区役所内で行ないます。受付時間は午前九時から十時までです。

（無　料）区民相談をご利用ください

相談名	相談日	場所	お相談のお相手	相談内容
法律相談	毎週水曜日　午後一時～四時（第五週は休み）	中二階　区民相談係	弁護士	借地借家、金銭の貸借、相続など法律上のこと
商工相談　特許	第一火曜日　午後一時～四時	〃	弁理士	特許のこと
商工相談　税務経理	毎週木曜日　午後一時～四時（第五週は休み）	〃	税理士	税務・経理のこと
商工相談　経営	第三火曜日　午後一時～四時	〃	経営士	経営のこと
人権相談	第二火曜日　午後一時～三時	〃	人権擁護委員	人権侵害など身の上に関すること
行政相談	第一月曜日　午後一時～三時	〃	行政相談委員	国政、公団、公社、公庫などへの苦情
電電相談	第三月曜日　午後一時～三時	〃	電電公社職員	電話、電報に関すること
交通相談	毎週　月曜日　水曜日　金曜日　午前九時～午後五時	〃	区役所職員	示談の方法、損害賠償、慰謝料、責任保険など
一般相談	日曜・祝祭日以外の毎日午前九時～午後五時　土曜日は午前九時～正午	〃	〃	区政に対する意見や要望、日常生活一般